三重県雇用経済部HP　http://www.pref.mie.lg.jp/D1KOYOKEI/

三重県 雇用経済部

トップページ
雇用経済部の組織・仕事
関係地域機関
よくある質問
各種報告書
各種申請・届出
サイトマップ
リンク

三重ものづくり中小企業データMAP

トップページ

おすすめ情報

地域イノベーション学会のご紹介

平成23年7月に「地域イノベーション学」とは何かを議論する土台として「地域イノベーション学会」が設立されました。
地域イノベーション学会HP

重要なお知らせ

- 当ページは、平成24年4月1日の雇用経済部の発足に伴い新たに作成されたページで、雇用、エネルギー、商工、観光などの情報を提供していきます。今後ともよろしくお願いします。

注目情報

- この夏の省エネ・節電の取組について
- 『丸の内朝大学地域プロデューサークラス～三重編』受講生による活動レポート

イベント・募集案内

中小企業融資制度HP　http://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/tanyusi/

三重県 雇用経済部

金融経営課 > 三重県中小企業融資制度

平成24年度三重県中小企業融資制度

三重県中小企業融資制度について

1. 県融資制度の概要
2. 県融資制度融資利率一覧
3. 取扱金融機関一覧
4. 相談窓口一覧

新着情報

平成24年度三重県中小企業融資制度

三重県では、中小企業者の資金調達の円滑化を支援するため、中小企業融資制度を設け、多様な資金ニーズに対応しています。 平成24年度は、新規開業や経営革新への取組及び製造業の経営力強化等、県内中小企業の前向きな取組を応援するため支援体制の充実を図るとともに、経営環境が厳しい中小企業者の経営の安定化を図るための資金調達の円滑化を引き続き実施します。

・三重県中小企業融資制度の概要

三重県雇用経済部サービス産業振興課
TEL 059-224-2447　FAX 059-224-2480

（平成25年4月発行）

融資制度のご案内

平成25年度　中小企業向

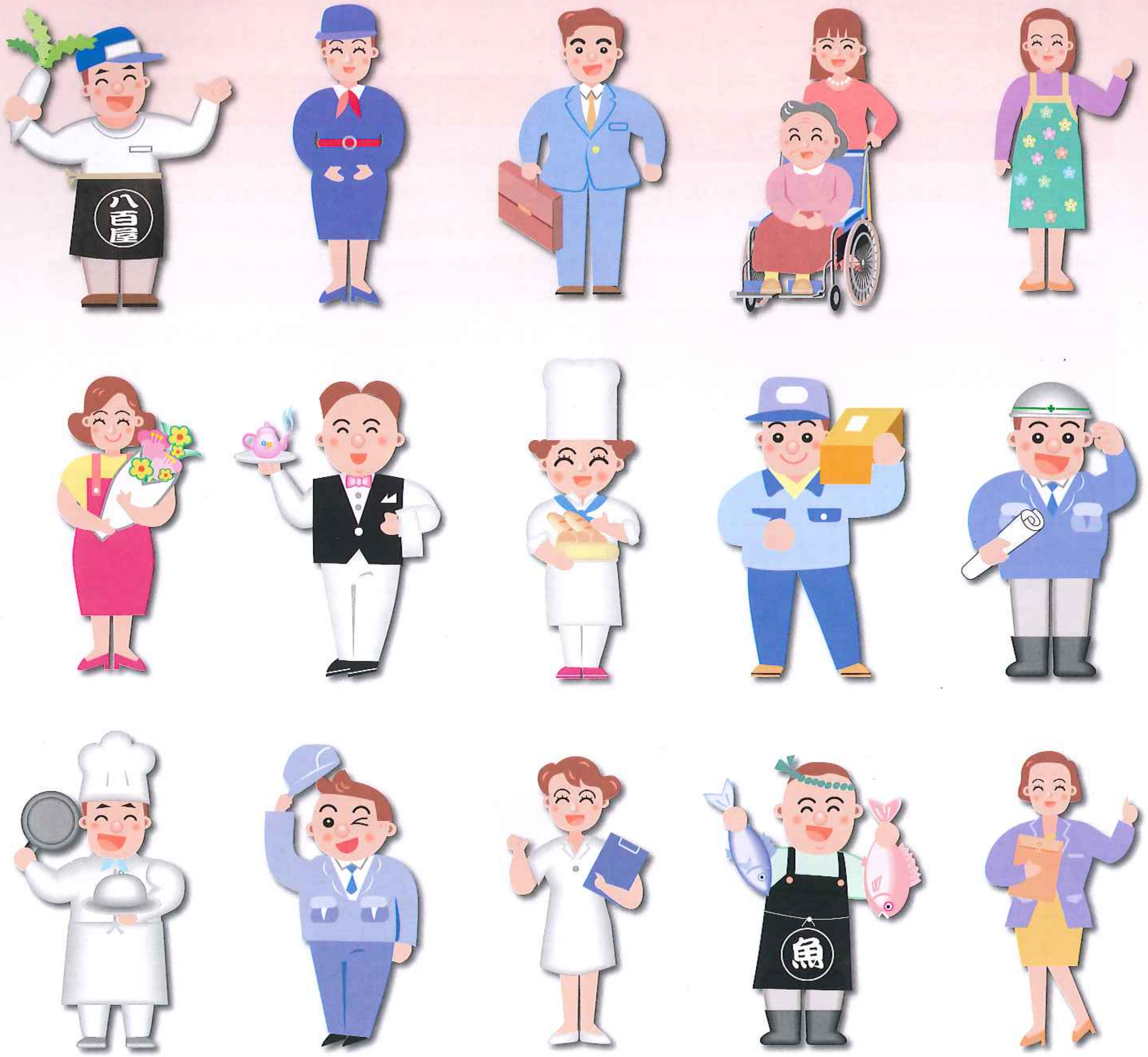

1　三重県中小企業融資制度とは ……………………1-2
2　三重県中小企業融資制度一覧 ……………………3-6
3　その他の融資制度 ……………………………………7
4　政府系金融機関の融資制度 …………………………8
5　三重県信用保証協会のご案内 ……………… 9-10
6　小規模事業資金・セーフティネット資金のご案内 ……………11-12
7　小規模企業者設備資金のご案内 …………………13
8　県のホームページ ………………………………… 15

三重県雇用経済部サービス産業振興課

三重県中小企業融資制度の概要

県の中小企業融資制度とは

三重県では、中小企業の皆様が事業経営に必要とする資金を円滑に調達していただくために、金融機関、信用保証協会（小規模事業資金では商工会、商工会議所を含む）などの協力を得て、三重県中小企業融資制度を設けています。

利　用　で　き　る　方

下記①～④の条件をみたす必要があります。

①中小企業者（又は小規模事業者）

	中小企業者（下記いずれかに該当）		小規模事業者
業　　種	資　本　金	従業員数	従業員数
小　　売	5,000 万円以下	50 人以下	5 人以下
サービス	5,000 万円以下	100 人以下	5 人以下
卸　　売	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
製　造　等	3 億円以下	300 人以下	20 人以下

②県内での事業歴等

三重県内に主たる事業所を有し、一年以上継続して同一事業を営んでおり、かつ、事業税等県税を完納していること。

③業　種

農業、林業、漁業等第一次産業に該当する業種及び遊興娯楽業など一部の業種以外は融資制度をご利用できます。（※中小企業信用保険法に基づく信用保険の申込対象業種であること。）

④許認可

行政庁の許認可等を必要とする事業を営む場合は、その許認可等を受けていること。

融資対象（資金使途）

融資の対象となる資金は、主たる事業に必要な設備資金又は運転資金です。事業と関係のない生活資金や既に受けている融資の返済資金、納税資金、投機資金等には利用できません。

ご　利　用　方　法

金融機関（小規模事業資金の場合は商工会、商工会議所）に融資の相談を行って下さい。

取扱金融機関、信用保証協会等の審査を受けたうえで、県の定める融資条件により取扱金融機関から必要資金の融資を受けます。

なお、県の認定や承認等を必要とする制度もありますので認定等を行う機関にご相談下さい。

融資申込に必要な書類

金融機関、信用保証協会、商工会、商工会議所でそれぞれ所定の書類が必要です。まず、①決算書、②確定申告書、③納税証明書、④事業計画書、⑤見積書・図面、⑥印鑑証明、⑦商業登記簿謄本などを準備して相談に行かれることをお勧めします。

中小企業融資制度のしくみ

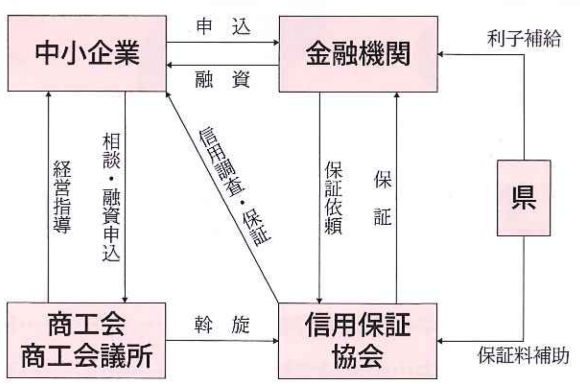

こんなとき、県の融資制度をご利用下さい。

- 小規模事業者が、設備資金、運転資金を必要とするとき ………… 小規模事業資金
- 小規模事業資金の借換を希望するとき ………… 小規模借換資金
- 小規模事業者が緊急の短期小口資金を必要とするとき ………… 小規事業者短期小口資金
- 事業を営んでいない個人が、新たな事業を始めるとき ………… 創業・再挑戦アシスト資金
- 経営革新による事業活性化を図るとき ………… 経営革新資金
- みえ産業振興戦略の推進に向けた事業展開に取り組むとき ………… みえ産業振興戦略関連資金
- 公害防止や環境保全、地震・風水害等への対策に取り組むとき ……… 環境・防災対策等促進資金
- 取引先の倒産、災害等により経営が安定しないとき … セーフティネット資金・リフレッシュ資金
- 再生計画に基づき事業の再生を図るとき ………… 再チャレンジサポート資金

信用保証料の弾力化について

三重県信用保証協会の信用保証料率が弾力化され、中小企業者が負担する保証料率は、その経営状況に応じ、年0.45％から1.90％（責任共有対象外の場合0.50%から2.20%）まで9段階の保証料率となっています。県融資制度は、県が0から0.40％の保証料補助を行っており、利用者負担は年0.45％から1.50％（責任共有対象外の場合0.50%から1.80%）に軽減されています。（小規模借換資金など一部資金を除く。）なお、右のものについては、当面弾力化の対象外です。

①小規模事業資金のうちの特別小口扱い
②創業・再挑戦アシスト資金
③経営革新資金
④環境・防災対策等促進資金のうち公害防止に係るもの
⑤みえ産業振興戦略関連資金のうち海外投資関係保証に係るもの
⑥セーフティネット資金
⑦再チャレンジサポート資金　※一般扱いを除く。

責任共有制度について

平成 19 年 10 月 1 日から金融機関と信用保証協会の責任共有制度がはじまりました。これまで、信用保証協会による保証は、代位弁済リスクを100％保証していましたが、責任共有制度実施以降は、信用保証協会の保証割合は 80％程度となり、20％相当のリスクは金融機関が負担することになりました。

なお、右のものについては当面責任共有制度の対象外です。

① 特別小口保証
② 創業関連保証、創業等関連保証
③ 経営安定関連保証（セーフティネット）1 号から 6 号
④ 災害関連保証
⑤ 事業再生保証
⑥ 小口零細企業保証
⑦ 求償権消滅保証
⑧ 破綻金融機関等関連特別保証

平成25年度三重県中小企業融資制度

H25.4.1～

制度名	融資の対象	資金使途	融資限度額（万円）	協会利用	融資利率（固定）	保証料率	期間	担保・保証人	申込先	取扱金融機関	備考
小規模事業資金【小口】	一般扱い 従業員20人（商業サービス業5人）以下の小規模事業者	設備資金 運転資金	1,500	有	1.75%	0.45%～1.50%	設備　7年以内 運転　5年以内	担保は、保証協会又は取扱金融機関の定めによる。原則第三者保証人不要。	商工会 商工会議所	【銀行】百五・三重・第三・みずほ・三菱東京UFJ・りそな・滋賀・南都・大垣共立・中京・愛知・十六・紀陽 【信用金庫】桑名・北伊勢上野・津・三重・紀北・新宮 【信用組合】イオ 【農協等】桑名・三重長島・みえいなべ・三重四日市・鈴鹿・三重中央・津安芸・一志東部・松阪・多気郡・伊勢・鳥羽志摩・伊賀北部・伊賀南部・三重南紀及び三重県信用農業協同組合連合会	
	特定事業扱い 「旅館・ホテル業」に属する事業を営む従業員20人以下の小規模事業者										
	過疎地・東紀州地域扱い 過疎地・東紀州地域で事業を営む従業員20人（商業サービス業5人）以下の小規模事業者	設備資金			1.55%						
	商工貯蓄共済制度加入者扱い 商工会の会員であって共済掛金を拠出している従業員20人（商業サービス業5人）以下の小規模事業者	設備資金 運転資金							商工会	各商工会と商工貯蓄共済制度契約を締結している金融機関	
	中小企業倒産防止共済加入者扱い 中小企業倒産防止共済に共済掛金を拠出している従業員20人（商業サービス業5人）以下の小規模事業者				1.65%				商工会 商工会議所	一般扱いと同じ	
	特別小口扱い 従業員20人（商業サービス業5人）以下であって税金を完納している小規模事業者		1,250		1.75%	0.60% 【弾力化対象外】 【責任共有対象外】		担保・保証人とも不要。			別途保証協会の保証を付した融資を受けている方はこの制度は利用できません。
小規模借換資金【小口借換】	一般扱い 小規模事業資金の対象者であって、借換要件を満たす方	運転資金	1,500	有	1.75%	0.45%～1.90%	5年以内	担保は、保証協会又は取扱金融機関の定めによる。原則第三者保証人不要。	商工会 商工会議所	小規模事業資金一般扱いと同じ	他に小規模事業資金に準じた各種扱いあり。限度額は小規模事業資金とあわせた額になります。
小規模事業者短期小口資金【小口短期】	従業員20人（商業サービス業5人）以下の小規模事業者	運転資金	500	有	1.75%	0.50%～1.80% 0.50%～2.20%（借換の場合） 【責任共有対象外】	3ヶ月～6ヶ月以内	担保は、保証協会又は取扱金融機関の定めによる。原則第三者保証人不要。	取扱金融機関		
創業・再挑戦アシスト資金【創業アシスト・再挑戦アシスト】	事業を営んでいない個人で、個人創業なら1か月以内、会社設立なら2か月以内に創業する具体的な計画を有する方	設備資金 運転資金	1,000	有	1.75%	0.60% 【弾力化対象外】 【責任共有対象外】	10年以内	担保不要。 法人代表者を除き保証人不要。		小規模事業資金の取扱金融機関及び商工組合中央金庫	
経営革新資金【経営革新】	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の承認を受けた中小企業者	設備資金 （運転資金）	5,000 （運転　2,000）	有	1.75%	0.44%・0.91% 【弾力化対象外】	設備　10年以内 運転　5年以内	担保は、保証協会又は取扱金融機関の定めによる。原則第三者保証人不要。			経営革新の知事承認については、 サービス産業振興課 ℡059-224-2227
				無	1.80%	－					
みえ産業振興戦略関連資金【振興戦略】	みえ産業振興戦略保証に関する計画認定を受けた中小企業者	設備資金 研究開発資金	10,000	有	1.75%	0.45%～1.50%	設備　~~10~~15年以内 運転　7年以内	担保は、保証協会又は取扱金融機関の定めによる。原則第三者保証人不要。	取扱金融機関		知事の認定（問い合わせ先は別表参照）が必要
	海外営業所・工場に係る設備投資資金（直接投資に係る調査費用、設備投資に附随する運転資金を含む）	設備資金	5,000	有	1.75%	0.91% 【弾力化対象外】	10年以内				
環境・防災対策等促進資金【環防】	環境対策扱い （地球温暖化防止関連） ①新エネルギー設備の設置を行う中小企業者及び組合 ②省エネルギー設備の設置を行う中小企業者及び組合 （公害防止等関連） ③公害防止活動、環境保全活動（NOx・PM法排出基準等の非適合車を排出基準に適合する新車へ買い換える等）又は、リサイクル関連施設の整備等を行う中小企業者及び組合 ④自動車NOx・PM法の対策地域内に登録のある排出基準非適合車を排出基準に適合する新車に買い換え、吹付け アスベスト等の飛散未然防止措置を行う中小企業者及び組合	設備資金 運転資金	5,000 土壌汚染調査 200	有	①②④ 1.55% ③1.75%	0.45%～1.50%	設備 7年以内 （車両を含む場合は5年以内） 運転　5年以内	担保は、保証協会又は取扱金融機関の定めによる。原則第三者保証人不要。			知事の認定（内認定）が必要。 ①はエネルギー政策課 ℡059-224-2316 ②～④は各事務所環境課（連絡先は7頁参照） ③④のうち車両の買替は大気・水環境課 ℡059-224-2380 環境対策車の導入は保証協会利用「有」のみの利用となります。
				無	①②④ 1.60% ③1.80%	－					

制度名	融資の対象	資金使途	融資限度額（万円）	協会利用	融資利率（固定）
環境・防災対策等促進資金【環防】	防災対策扱い ①建築物の耐震診断、補強計画、耐震改修設計及び事業継続計画(BCP)を策定する中小企業者及び組合 ②建築物の耐震補強、機械等の転倒防止、浸水を防ぐ事務所等のかさ上げ等防災対策を行う中小企業者及び組合	設備資金 運転資金	① 500 ②5,000	有	1.55%
				無	1.60%
	規格取得扱い ISO14000シリーズ、ISO9000シリーズの認証取得を行う中小企業者及び組合	運転資金	1,000	有	1.75%
				無	1.80%
セーフティネット資金【セーフティ－県】	中小企業信用保険法第2条第4項第1～6号の認定を受けた中小企業者及び組合	設備資金 運転資金	中小企業 8,000 組合 11,000	有	金融機関所定利率
リフレッシュ資金【リフレッシュ・リフレ】	取引先の倒産、災害等の突発的事由により経営に支障を生じている中小企業者及び組合	設備資金 運転資金	中小企業 5,000 組合 8,000	有	金融機関所定利率
再チャレンジサポート資金【再チャレ】	一般扱い 三重県中小企業再生支援協議会による再生支援（第2次対応）又は保証協会ミニ再生により策定された再生計画に基づき事業の再生を図ろうとする中小企業者及び組合	設備資金 運転資金	8,000	有	金融機関所定利率
	経営安定化扱い 一般扱いの要件に該当するほか、中小企業信用保険法第2条第4項第1～6号の認定を受けた中小企業者及び組合				
	経営革新扱い 一般扱いの要件を満たし、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の承認を受けた中小企業者				
	経営安定つなぎ資金扱い 三重県中小企業再生支援協議会による再生支援（第2次対応）が決定又は保証協会ミニ再生を活用した再生計画策定前の中小企業者及び組合で、中小企業信用保険法第2条第4項第1～6号の認定を受けた者				

※制度名の【　】は略称を表す。（各種扱いに係る表示は省略）

（別表）

みえ産業振興戦略関連資金の知事認定に係る問い合わせ先一覧

認定項目	問い合わせ先	電話番号
障がい者雇用促進のための設備資金	雇用対策課	059-224-2461
新エネルギー関連の施設に係る設備資金	エネルギー政策課	059-224-2316
ものづくり技術高度化に係る設備資金	ものづくり推進課	059-224-2749
地域資源を活用した事業に係る設備資金	地域資源活用課	059-224-2336
企業立地に係る設備資金	企業誘致推進課	059-224-2819
サービス産業の生産性向上を図るための設備資金	サービス産業振興課	059-224-2749
観光施設のバリアフリー化のための設備資金	観光政策課	059-224-2077
みえライフイノベーション特区推進のための設備資金	薬務感染症対策課	059-224-2331

保証料率	期　間	担保・保証人	申込先	取扱金融機関	備　考
0.45%～1.50%	①運転 5年以内 ②設備10年以内	担保は、保証協会又は取扱金融機関の定めによる。原則第三者保証人不要。	取扱金融機関	小規模事業資金の取扱金融機関及び商工組合中央金庫	知事の認定が必要。 認定については、 防災企画・地域支援課 Tel059-224-2184
－					
0.45%～1.50%	運転 5年以内				県の承認が必要。 承認については、 サービス産業振興課 Tel059-224-2447
－					
0.60% 【弾力化対象外】 【責任共有対象外】	10年以内	担保は、保証協会又は取扱金融機関の定めによる。原則第三者保証人不要。	取扱金融機関	小規模事業資金の取扱金融機関及び商工組合中央金庫	市町長の認定が必要。
0.45%～1.50%	7年以内				組合は中小企業団体中央会の認定が必要。
0.45%～1.50%	10年以内				
0.50% 【弾力化対象外】 【責任共有対象外】					市町長の認定が必要。
0.44%・0.91% 【弾力化対象外】					知事の承認が必要。 承認については、 サービス産業振興課 Tel059-224-2227
0.50% 【弾力化対象外】 【責任共有対象外】	3年以内				市町長の認定が必要。

その他の融資制度

制度名	融資対象	資金使途	貸付条件	申込・相談先
小規模企業者等設備資金貸付制度	原則として従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の小規模事業者	設備機器類（土地、建物を除く）	貸付額　原則として50万円以上4,000万円以下 貸付率　原則として設備価格の50%以内 償還期間　原則として7年（据置1年） 利率　無利子 損害保険　必要 担保　不動産担保等 連帯保証人　必要	三重県産業支援センター ものづくり支援課 ☎059-228-3172
中小企業高度化資金貸付制度	事業協同組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合等	集団化、共同化、協業化等に必要な土地、建物等（資産として計上されるものに限る）	貸付額　原則として対象資金の80%以内 償還期間　20年以内（据置3年以内）で県が適当と認める期間 利率　お問い合わせください 損害保険　必要 担保　不動産担保等 連帯保証人　組合役員等の連帯保証	雇用経済部 サービス産業振興課 ☎059-224-2447 （受付期間） 原則として事業を実施する前々年度で随時受付

環境・防災対策等促進資金（環境対策扱い）の認定に関するお問い合わせは、各事務所環境課まで。

名称	電話番号	名称	電話番号
桑名地域防災総合事務所	0594−24−3624	南勢志摩地域活性化局	0596−27−5405
四日市地域防災総合事務所	059−352−0593	伊賀地域防災総合事務所	0595−24−8078
鈴鹿地域防災総合事務所	059−382−8675	紀北地域活性化局	0597−23−3469
津地域防災総合事務所	059−223−5083	紀南地域活性化局	0597−89−6917
松阪地域防災総合事務所	0598−50−0530		

小規模事業資金・小規模借換資金の受付をはじめ、税務から経営革新、創業、事業承継まで、経営にかかわることは、お近くの商工会議所・商工会等まで、お気軽に御相談ください。

名称	電話番号	名称	電話番号	名称	電話番号	名称	電話番号
桑名商工会議所	0594-22-5155	熊野商工会議所	0597-89-3435	松阪西部商工会	0598-32-2321	紀北町商工会	0597-47-0576
四日市商工会議所	059-352-8191	桑名三川商工会	0594-42-3111	多気町商工会	0598-38-2117	御浜町商工会	05979-2-3220
鈴鹿商工会議所	359-382-3222	いなべ市商工会	0594-72-3131	明和町商工会	0596-52-5235	紀宝町商工会	0735-21-6475
亀山商工会議所	0595-82-1331	木曽岬町商工会	0567-68-1183	大台町商工会	0598-82-1411	北勢商工会広域連合	0594-82-1088
津商工会議所	059-228-9141	東員町商工会	0594-76-2510	小俣町商工会	0596-22-3619	津・伊賀商工会広域連合	059-265-6133
松阪商工会議所	0598-51-7811	菰野町商工会	059-393-1050	玉城町商工会	0596-58-3211	松阪商工会広域連合	0596-52-0133
伊勢商工会議所	0596-25-5151	朝明商工会	059-365-6603	南伊勢町商工会	0599-66-0054	志摩・度会商工会広域連合	0599-44-0750
鳥羽商工会議所	0599-25-2751	楠町商工会	059-397-2046	大紀町商工会	0598-74-1379	東紀州商工会広域連合	0597-47-0576
上野商工会議所	0595-21-0527	津北商工会	059-245-5678	度会町商工会	0596-62-1313	三重県商工会連合会	059-255-3161
名張商工会議所	0595-63-0080	津市商工会	059-262-3250	伊賀市商工会	0595-45-2210	三重県中小企業団体中央会	059-228-5195
尾鷲商工会議所	0597-22-2611	松阪北部商工会	0598-56-2039	志摩市商工会	0599-44-0700		

日本政策金融公庫 中小企業事業の融資制度 (H25.2.20)

〔申込・相談先〕 津 支 店／津市万町津133番地 ☎059-227-0251

	制度名	融資対象	資金使途	貸付限度額	貸付期間
特別貸付	新事業育成資金	高い成長性が見込まれる新たな事業を行なうかたで、事業化から7年以内のかた	設備資金 運転資金	設備・運転併せて6億円	設備15年以内（据置5年以内） 運転 7年以内（据置2年以内）
特別貸付	新事業活動促進資金	「経営革新計画」の承認を県等から受けたかたなど	設備資金 運転資金	設備・運転併せて7億2千万円 （ただし運転資金2億5千万円） 〔代理貸付は設・運併せて1億2千万円〕	設備20年以内（据置2年以内） 運転 7年以内（据置3年以内）
特別貸付	企業活力強化資金	卸売業、小売業、飲食店及びサービス業で特定の設備投資を行なうかたなど	設備資金 運転資金（一部）	設備・運転併せて7億2千万円 （ただし運転資金2億5千万円） 〔代理貸付は設・運併せて1億2千万円〕	設備20年以内（据置2年以内） 運転 7年以内（据置1年以内）
特別貸付	IT活用促進資金	情報技術の普及に伴う事業環境の変化に対応するため特定の情報化投資を行なうかた	設備資金 運転資金	設備・運転併せて7億2千万円 （ただし運転資金2億5千万円） 〔代理貸付は設・運併せて1億2千万円〕	設備15年以内（据置2年以内） 運転 7年以内（据置1年以内）
特別貸付	地域活性化・雇用促進資金	2名以上（従業員20名以下の企業などは1名以上）の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行なうかたなど	設備資金 運転資金	設備・運転併せて7億2千万円 （ただし運転資金2億5千万円） 〔代理貸付は設・運併せて1億2千万円〕	設備20年以内（据置2年以内） もしくは 5年以内（据置2年以内） 運転 7年以内（据置1年以内）
特別貸付	環境・エネルギー対策資金	特定の産業公害防止施設や省エネルギー設備等を設置するかたなど	設備資金 運転資金（一部）	設備・運転併せて7億2千万円 （ただし運転資金2億5千万円） 〔代理貸付は設・運併せて1億2千万円〕	設備15年以内（据置2年以内） 運転 7年以内（据置2年以内）

1．その他の資金として、金融環境変化対応資金、経営環境変化対応資金、海外展開資金、中小企業会計活用強化資金等があります。
2．貸付利率は使途、貸付期間等により異なります。

日本政策金融公庫 国民生活事業の融資制度 (H25.2.20)

〔申込・相談先〕 津 支 店／津市万町津133番地 ☎059-227-5211
四日市支店／四日市市元町9番18号 ☎059-352-3121
伊 勢 支 店／伊勢市本町4番3号 ☎0596-24-5191

	制度名	融資対象	資金使途	貸付限度額	貸付期間
	普通貸付	事業を営まれる中小企業の方々	設備資金 運転資金	4,800万円 （特定設備資金は7,200万円）	設備 10年以内（据置2年以内） 運転 5年以内（据置1年以内） 特定設備資金 20年以内（据置2年以内）
特別貸付	企業活力強化貸付（企業活力強化資金）	卸売業、小売業、飲食店またはサービス業を営む方	店舗の新築、増改築、機械設備の導入等の設備資金及び運転資金	7,200万円 （うち運転資金4,800万円）	設備 20年以内（据置2年以内） 運転 5年以内（据置1年以内）
特別貸付	企業活力強化貸付（IT資金）	情報化投資を行う方	情報化のための設備資金及び運転資金	7,200万円 （うち運転資金4,800万円）	設備 15年以内（据置2年以内） 運転 5年以内（据置1年以内）
特別貸付	食品貸付	食品関係の小売・製造小売、または花き小売業を営む方	店舗の新築、増改築、機械設備の導入、フランチャイズチェーンへの加盟資金など	7,200万円 （うち運転資金4,800万円）	設備 原則13年以内（据置原則2年以内） 運転 原則5年以内（据置原則1年以内） （新規開業支援設備資金等 原則15年以内（特に必要な場合20年以内） （据置原則3年以内））
特別貸付	セーフティネット貸付（経営環境変化資金）	売上が減少するなど業況が悪化している方	経営基盤の強化を図るための運転資金・設備資金	4,800万円	設備 15年以内（据置3年以内） 運転 5年以内（特に必要な場合8年以内）（据置1年以内（特に必要な場合は3年以内））
特別貸付	新企業育成貸付（新規開業資金）	新たに開業する方、開業後おおむね5年以内の方	開業に必要な設備資金及び運転資金	7,200万円 （うち運転資金4,800万円）	設備 15年以内（特に必要な場合20年以内）（据置3年以内） 運転 5年以内（据置6か月以内（特に必要な場合は1年以内））
特別貸付	新企業育成貸付（新事業活動促進資金）	経営革新計画の承認を受けた方や、経営多角化、事業転換を図る方など	設備資金 運転資金	7,200万円 （うち運転資金4,800万円）	設備 15年以内（据置2年以内（特に必要な場合は20年以内） 運転 5年以内（据置1年以内（特に必要な場合は3年以内）
	経営改善貸付	商工会議所、商工会等の経営指導を受けている方	設備資金 運転資金	1,500万円	設備 10年以内（据置2年以内） 運転 7年以内（据置1年以内）

1．本表は平成25年度の制度改正を見込んで事前に作成したものであり、内容は変更されることがあります。本表のほかにもお使いみちによりいろいろな制度があります。
2．貸付利率は担保・保証人の有無、お使いみち、貸付期間等により決定されます。
3．運転資金の貸付期間は特に必要な場合7年以内となります（経営改善貸付を除く。）。

三重県信用保証協会について

三重県信用保証協会は、信用保証協会法によって設立された公的機関です。
事業資金の融資をお受けになるとき、中小企業の皆様をバックアップします。

申込人の資格 …… 次の(1)または(2)に該当すれば保証対象とします。
(1)個人の場合 …… 三重県内に住居または事業所(店舗・工場等)のいずれかを有している方
(2)法人の場合 …… 三重県内に本店または事業所(店舗・工場等)を有している方

信用保証料 ……… 中小企業者の経営状況に応じ、9段階の保証料率（基本となる保証料率は年率0.45～1.90%）となり、次のような要件を満たしている場合は保証料率の割引を行ないます。

●次のいずれかに該当する会社には、保証料率を0.1%割引します。(ただし、一括支払　契約保証を除きます。)

ア「中小企業の会計に関する基本要領」に準拠して財務諸表を作成していることについて、確認書類を提出いただいた方（但し責任共有保証料率が適用される保証（特定社債、一括支払契約保証を除く）に限る）

イ 会計参与を設置している方

ウ 公認会計士または監査法人の監査をうけている方

エ 有価証券報告書を作成している方

※個人事業者、組合、医療法人等は対象となりません。

※一括支払契約保証は対象となりません。

●担保の提供がある場合は、表示利率より0．1％を割引します。(ただし、一部の保証制度を除きます。)

連帯保証人 ……… 次のような場合を除き、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

①実質的な経営権を持っている方や営業許可名義人および申込人（法人の場合は代表者）と共に当該事業に従事する配偶者の方が連帯保証人となる場合

②本人または代表者が健康上の理由のため事業承継予定者が連帯保証人となる場合

③財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申出があった場合

担　保 …………… 必要に応じて徴求します。(制度によっては必ず徴求する場合があります。)

※なお、制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

H 25.4.1

区分	制度名	保証限度額（千円）	保証期間	
一般	普通保証	個人、会社 200,000 組合 400,000	運転 設備	7年 15年
一般	無担保保証	個人、会社、組合 80,000	運転 設備	7年 15年
特別保証	特別小口保証	個人、会社、組合 12,500	運転 設備	5年 7年
特別保証	小口零細企業保証	個人、会社、組合 12,500	運転 設備	7年 15年
特別保証	当座貸越根保証	個人、会社 280,000	事業資金	1年又は2年
特別保証	事業者カードローン当座貸越根保証	個人、会社 20,000	事業資金	1年又は2年
特別保証	長期経営資金保証	個人、会社 200,000	運転 設備	15年 20年
特別保証	商業手形割引保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転	180日
特別保証	追認保証	個人、会社、組合 5,000	事業資金	5年
特別保証	根保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転	1年以内
特別保証	季節資金保証	個人、会社 12,000 組合 50,000	運転	6か月
特別保証	流動資産担保融資保証	個人、会社、組合 200,000	根保証 個別保証	1年 1年以内
特別保証	公害防止保証	個人、会社 50,000 組合 100,000	運転 設備	7年 15年
特別保証	エネルギー対策保証	個人、会社 200,000 組合 400,000	運転 設備	7年 15年
特別保証	海外投資関係保証	個人、会社 200,000 組合 400,000	運転 設備	7年 15年
特別保証	新事業開拓保証	個人、会社 200,000 組合 400,000	運転 設備	7年 15年
特別保証	事業再生保証制度	個人、会社 200,000 組合	事業資金	10年
特別保証	中小企業特定社債保証	会社 450,000	事業資金	7年
特別保証	予約保証	個人、会社、組合 20,000	事業資金	5年
特別保証	一括支払契約保証	買掛金債務を負担する支払企業 1,000,000	根保証	1年

区分		制度名	保証限度額（千円）	保証期間	
特別保証	特例	災害関係保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転 設備	10年 15年
特別保証	特例	経営安定関連保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転 設備	10年 15年
特別保証	特例	労働力確保関連保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転 設備	7年 15年
特別保証	特例	中小小売商業関連保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転 設備	7年 15年
特別保証	特例	地域伝統芸能等関連保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転 設備	7年 15年
特別保証	特例	特定事業活動等関連保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転 設備	7年 15年
特別保証	特例	エネルギー使用合理化事業活動関連保証	個人、会社 400,000 組合 800,000	設備	15年
特別保証	特例	農商工等連携事業関連保証	個人、会社 280,000 (600,000) 組合 480,000 (800,000)	運転 設備	5年 7年
特別保証	特例	農商工等連携支援関連保証	一般社団法人 一般財団法人 特定非営利活動法人 280,000	運転 設備	5年 7年
特別保証	特例	創業等関連保証	個人、会社 15,000	運転 設備	10年 10年
特別保証	特例	創業関連保証	個人、会社 10,000	運転 設備	10年 10年
特別保証	特例	経営革新関連保証	個人、会社 280,000 (600,000) 組合 480,000 (1,200,000)	運転 設備	5年 7年
特別保証	特例	異分野連携新事業分野開拓関連保証	個人、会社 280,000 (1,000,000) 組合 480,000 (1,400,000)	運転 設備	5年 7年
特別保証	特例	経営基盤強化関連保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転 設備	5年 7年
特別保証	特例	特定新技術事業活動関連保証	個人、会社 300,000 組合 600,000	運転 設備	5年 7年
特別保証	特例	中小企業経営資源活用関連保証	個人、会社 280,000 (300,000) 組合 480,000 (600,000)	運転 設備	5年 7年
特別保証	特例	事業再生円滑化関連保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転 設備	3年 3年
特別保証	特例	下請振興関連保証	個人、会社、組合 200,000	根保証 個別保証	1年 1年以内
特別保証	特例	流通業務総合効率化関連保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転 設備	7年 15年
特別保証	特例	特定研究開発等関連保証	個人、会社 280,000 (300,000) 組合 480,000 (600,000)	運転 設備	7年 15年
特別保証	特例	地域産業資源活用事業関連保証	個人、会社 280,000 (600,000) 組合 480,000 (800,000)	運転 設備	5年 7年
特別保証	特例	地域産業集積関連保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転 設備	7年 5年
特別保証	特例	中堅企業(破綻金融機関等関連) 特別保証	個人、会社、組合 600,000	運転 設備	7年 15年
特別保証	特例	経営承継関連保証	個人、会社 280,000	運転 設備	10年 15年
特別保証	特例	商店街活性化事業関連保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転 設備	7年 15年
特別保証	特例	商店街活性化支援関連保証	一般社団法人 一般財団法人 特定非営利活動法人 280,000	運転 設備	7年 15年
特別保証	特例	条件変更対応保証制度	個人、会社 280,000 組合 480,000	借換対象貸付の決済資金	延長含め、最長3年

※保証の対象とする組合の範囲及び保証限度額は、保証制度により異なりますのでご留意ください。

融資の相談、制度内容等は最寄りの金融機関もしくは下欄に記載の三重県信用保証協会の本・支店まで気軽にお問い合わせください。

本店 営業部
津市桜橋3丁目399番地
TEL　059－229－6021（代表）
TEL　059－229－6014（保証推進課）
FAX　059－229－6344（保証推進課）

四日市 支店
四日市市諏訪町4番5号
四日市諏訪町ビル5階
TEL　059－353－9161（代表）
FAX　059－354－2046

小規模事業資金について

○規模が小さいために資金調達が不利になりがちな小規模事業者は、商工会や商工会議所の経営指導を受けることで経営力を向上させ、経営基盤を強化させることが望まれます。
○この資金は、商工会や商工会議所の経営指導を受けている小規模事業者の方を対象に融資を行うものです。この制度による融資を希望される方は、まず経営指導を受けて下さい。
○申込先は、事業所を所轄する商工会、商工会議所となっています。

一　般　扱　い

融資の対象　三重県内に主たる事務所があり、引続き１年以上同一事業を営んでおり、常時使用する従業員数が 20 人(商業サービス業５人)以下であり、かつ、事業税等県税を完納し、商工会又は商工会議所の経営指導を受けている事業者

融資限度額　１，５００万円

融 資 期 間　運転資金　５年　設備資金　７年

融 資 利 率　年率　１．７５％(金融機関の協力と県補助金により低く設定されています。)

保 証 料 率　年率　０．４５％～１．５０％(県補助金により低く設定されています。)

保　証　人　原則として第三者保証人を除く。

附 帯 条 件　融資を受けた事業者は、その後６か月毎に１回以上商工会議所(商工会)に経営状況を報告し、経営指導を受けなければなりません。

経 営 指 導　事業所において、経営指導員に事業概要、経理資料などを説明し、事業の経営目標と改善すべき課題を共有します。(売上高目標、取引先、商品構成・開発、経費削減など具体的で現実的な目標と改善点を整理します。)
その後、目標達成や改善の状況について経営指導員に報告し指導を受けます。

小規模事業資金制度利用の手続き

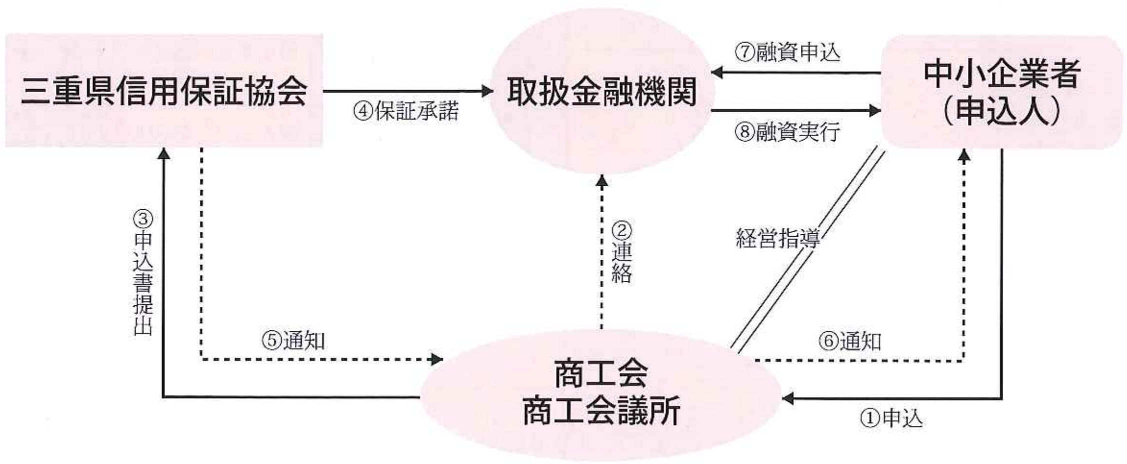

①商工会、商工会議所の窓口へ保証協会所定の申込書に必要書類を添付したものを提出し融資の斡旋依頼を行います。(必要書類は窓口でご確認ください。)
②商工会、商工会議所は、経営指導状況に照らし、融資が適当と認めたときは、金融機関に連絡の上、申込書に斡旋書を添付して信用保証協会に提出します。
④⑤⑥信用保証協会は、融資が適当と認めたときは、金融機関に保証書を発行するとともに商工会、商工会議所を通じ申込人に通知します。
⑦⑧申込人は、金融機関に融資申込を行い融資実行を受けます。

セーフティネット資金について

○三重県では、経営環境が悪化している特定中小企業者(セーフティネット保証の認定取得事業者)を対象に「セーフティネット資金」を実施しています。
○三重県は、利用者が負担する保証料の軽減(▲０．３％)を行っています。

セーフティネット資金の融資条件

融資限度額　８，０００万円

融 資 利 率　金融機関所定利率

保 証 料 率　０．６０％

融 資 期 間　10 年以内(据置期間１年以内)

セーフティネット資金融資の手続き

各市町の商工担当窓口において認定を受けた中小企業信用保険法第２条第４項第１号から第６号の認定書(※)を持参のうえ、三重県中小企業融資制度取扱金融機関窓口へお申込ください。

申込後、取扱金融機関及び三重県信用保証協会の審査があります。審査の内容によっては、融資を受けられない場合があります。

(※)中小企業信用保険法第２条第４項の認定書とは、取引先の倒産、事業活動の制限等により、経営の安定に支障を生じている中小企業者を、事業所の所在地を管轄する市町長が一定の基準をもって認定するための書式です。この認定を受けることによって、信用保証協会の別枠保証を利用できます。

中小企業信用保険法第２条第４項「特定中小企業者」について

第１号	民事再生手続き開始の申立等を行った大型倒産事業者に対して売掛債権等を有していることにより、資金繰りに支障が生じている中小企業者
第２号	生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接に取引を行っていること等のより売上等が減少している中小企業者
第３号	突発的災害(事故等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者
第４号	突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者
第５号	全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者
第６号	破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより借入の減少が生じている中小企業者

【認定要件の例：第５号の場合】
〈大臣の指定する業種〉
指定業種については中小企業庁のＨＰにて確認できます。
http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

〈認定基準〉
(イ) 最近３か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス５％以上の中小企業者
(ロ) 製品等原価のうち２０％以上を占める原油等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていていない中小企業者
(ハ) 円高の影響によって、原則として最近1か月の売上高等が前年同月比で10%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる中小企業者

平成25年度　小規模企業者等設備資金貸付制度のご案内

公益財団法人三重県産業支援センターでは、県内の小規模企業者等の創業及び経営基盤強化に必要な設備の導入の促進を図るため設備資金の貸付を行っています。（土地・建物を除く）

1　申込者の資格（対象企業及び設備）

・原則として従業員20人以下（商業・サービス業にあっては５人以下）の小規模企業者
従業員が21人以上50人以下の企業については、資金枠の50%以内で、一定の制約がありますが認める場合があります。ただし、県の承認が必要です。
・その企業が経営基盤の強化を図るために導入する設備であって、当該設備を導入することにより付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額）が５年間で10%、４年間で８%、３年間で６%以上の向上が見込まれること。（土地・建物を除く）

上記以外にも条件があります。詳しくはお問い合わせください。

2　設備資金貸付の条件

① **貸付金額**　貸付対象設備価格の１／２以内の額　原則として50万円以上4,000万円以下
ただし、県知事の承認を受けた経営革新に関する計画、国の認定を受けた農商工等連携事業活動計画等に従って設置される設備
貸付対象設備価格の２／３以内の額　66万円以上6,000万円以下

② **貸付利率**　無利子

③ **償還期間**　７年（１年据え置き６年均等年賦）　【公害関係法に該当する設備　12年】

④ **償還方法**　約束手形での償還になります。

⑤ **連帯保証人**　必要

⑥ **担保**　不動産担保等（担保設定費用は借主の負担）

⑦ **損害保険**　貸付対象設備に貸付金相当額以上の損害保険を付ける必要があります。

⑧ **公正証書の作成**　金銭消費貸借契約に基づき、公正証書を作成します。（作成費用は借主の負担）

⑨ **その他**
・売買契約の締結、設備の導入は平成25年度中に行われるものであること。
・貸付金相当額は、貸付け後１か月以内に支払い、残金は三重県産業支援センターとの契約後または設備導入完了後、６か月以内に支払いを完了すること。
・貸付企業には、貸付後に完了検査に伺い、関係書類を確認します。

3　貸付企業の選定

企業の体質、設備の必要性、資金調達能力及び償還などについて診断・調査の上、貸付審査委員会を経て選定します。

4　申込の受付時期・受付窓口

平成２５年４月から随時受付を行います。なお、資金枠に達したとき、または平成２６年１月のいずれか早い時点で受付を締切ります。

5　設備資金貸付のしくみ

申込 → 現地調査・診断 → 貸付審査委員会 → 資金貸付決定 → 設備の設置確認 → 金銭消費貸借契約 → 資金貸付 → 完了検査 → 償還完了

【問い合わせ先】　公益財団法人 三重県産業支援センター　ものづくり支援課
〒514-0004　三重県津市栄町１丁目891番地　三重県合同ビル５階
TEL 059−228−3172　FAX 059−228−3800
URL http://www.miesc.or.jp

memo